

里親制度をご存じですか？

～子どもに家庭のめぐもいを～

親の病気や離婚など様々な事情により、家庭で暮らすことが困難な子どもたちを家庭の一員として、保護者の代わりに深い愛情と理解をもって自分の家庭で育ててくださる方を『里親』といいます。

児童福祉法に基づき、このような子どもたちの養育を、里親になることを希望する方をお願いするのが、『里親制度』です。

里親の種類

養育里親

何らかの事情により、家庭で育てることができなくなった子どもを養育する里親です。保護者が子どもを引き取れるようになるまで、また18歳になるまで養育をお願いします。

養子縁組里親

養子縁組によって、養親になることを希望する里親です。養子縁組には家庭裁判所の許可または審判が必要です。

専門里親

児童虐待などにより、心身が傷ついた子どもや、障がいを持った子どもを2年以内の期間で養育する里親です。里親として3年以上の養育経験か、児童福祉業務の経験がある方がさらに研修を受けて認定されます。

親族里親

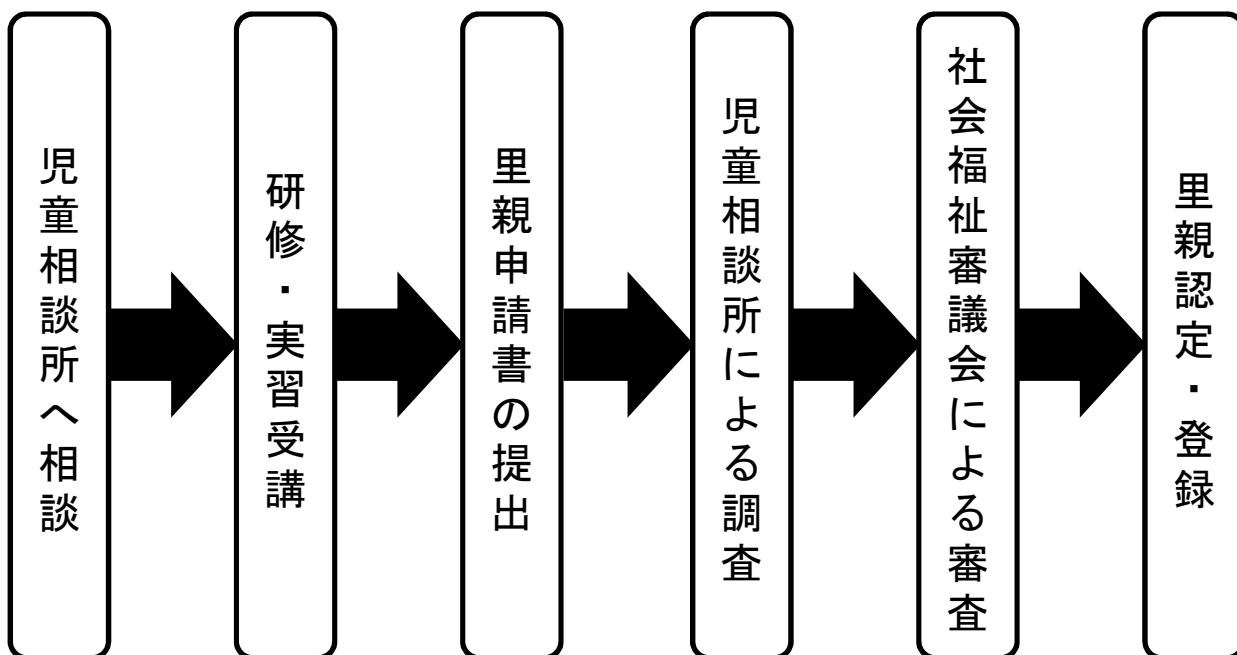
両親が死亡、行方不明、疾病による入院になるなどのやむを得ない事情がある場合に、子どもの扶養義務者及びその配偶者が里親として養育するものです。

里親になるには

里親になるための特別な資格は必要ありませんが、下記の要件を満たしていることが必要です。

- 児童養育に対する理解や熱意と愛情を持っていること
- 経済的に困窮していないこと
- 本人及び同居人に、子どもの養育に関して虐待等の問題がないこと
- 本人及び同居人に、禁固以上の刑や罰金刑に処せられていないこと
- 里親研修を修了していること

登録までの流れ



里親さんの一言

わが家に4か月の女の子がやってきました。夫婦ふたりの生活は賑やかになり、充実した時間を過ごしています。毎晩私の腕に収まり、眠る愛しい子。血の繋がりはなくても、かけがえのない家族です。

(受託児童 1歳)

里親として一緒に暮らしている間は、家庭の温もりをいっぱい与えてあげたい。人に愛された経験や楽しい思い出が子どもたちの生きる力になってくれたらと思います。

(受託児童 高校生)

やっていることは、どこにでもいるお父さん・お母さんと変わりありません。楽しいことばかりでなく苦勞も多いですが、子どもが大人になって振り返った時、生きる糧にしてくれると信じて日々、奮闘しています。

(受託児童 1歳)

18歳になって巣立って行った子どもたち。子どもたちと過ごしたかけがえのない日々は、絆を深め、今は実家のように子どもたちを支え、いつでも「おかえり」と迎え入れたいと思います。

(受託児童 高校生)

里親制度に関心を持たれた方は、新潟市児童相談所にお問い合わせください。

新潟市児童相談所
〒951-8133
新潟市中央区川岸町1丁目57番地1
TEL:025-230-7777



新潟市子育て応援
キャラクター
ほのわちゃん